

連合町内会・自治会 会長各位

社会福祉法人
横浜市西区社会福祉協議会
会 長 米岡 美智枝

横浜市西区社会福祉協議会 社会福祉功労者表彰候補者の推薦について（ご依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、地域福祉推進のため多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年も本会社会福祉功労者表彰要綱に基づき、第42回西区社会福祉功労者表彰式を令和6年2月3日（土）に実施いたします。

つきましては、同表彰候補者をご推薦いただきますようお願い申し上げます。

1 推薦対象

地域の福祉活動に対し、原則として3年以上、その功労が顕著な個人・団体。
当該年度を除く過去3年間に表彰を受けた者は除く。

※同封の受賞者一覧にお名前のある方や団体は対象外となります。

2 提出先および提出方法

提 出 先：横浜市西区社会福祉協議会 下記担当あて

〒220-0011 西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜3階

提出方法：原本を郵送にてお送りください。

3 推薦締切

令和5年10月31日（火）

4 同封書類

（1）地域福祉功労者推薦書（様式1）

（2）推薦書記入例

（3）活動年数等早見表

（4）西区社会福祉功労者表彰 受賞者一覧

（5）本会社会福祉功労者表彰要綱及び運営要領

※ 推薦書類は本会ホームページからもダウンロード可能です。

<https://www.yoko-nishishakyo.jp/>

【事務局】

横浜市西区社会福祉協議会

担当：西郷・関野

電話：450-5005

(様式1)

社会福祉法人横浜市西区社会福祉協議会
地域福祉功労者推薦書

団体名 _____

推薦者職氏名 _____

印

フリガナ				性別	男・女
氏名又は団体名	代表者名 ()				
生年月日	大正・昭和・平成	年	月	日	(歳)
現住所又は所在地	(〒 -)			電話 ()	
現在の所属及び役職名					
活動開始日	昭和・平成	年	月	日	
活動年数	年		ヵ月		
直近3年の活動頻度	年	年	年		
略歴概要					
推薦理由					
表彰歴					
特記事項					

※活動年数は原則3年以上とします。

※本推薦書により取得した個人情報、本会表彰事業以外の目的には使用しません。

事務局使用欄 <input type="checkbox"/> 会員種別__種 <input type="checkbox"/> 活動年数 <input type="checkbox"/> 台帳への入力	受付印
--	-----

《記入例》
(様式1)

社会福祉法人横浜市西区社会福祉協議会
地域福祉功労者推薦書

団体名 第●地区連合町内会

推薦者職氏名 会長 ○○ ○○ 印

フリガナ	ニシ タロウ	性別	男 ・ 女
氏名又は団体名	西 太郎 代表者名 ()		
生年月日	大正・昭和・平成 ◆◆年 ○○月 ◆◆日 (■■ 歳)		
現住所又は所在地	(〒220-0011) 横浜市西区高島 ◆◆◆-●●● 電話 045 (▲▲▲) ○○○○		
現在の所属及び 役職名			
活動開始日	昭和・平成 60年 4月 5日		
活動年数	◆◆年 6ヵ月		
直近3年の活動頻度	●●年 ほぼ毎日	▲▲年 ほぼ毎日	■■年 ほぼ毎日
略歴概要	昭和60年 近隣の道路清掃開始		
推薦理由	長年にわたり、近隣の清掃を自主的に行っており、地域の美化に貢献している。 また、早朝の清掃は近隣の小学生の登校時の見守りとなり、防犯の役割も果たしている。		
表彰歴			
特記事項			

※活動年数は原則3年以上とします
※本推薦書に取得した個人情報

表彰の対象は「地域の福祉活動に功労のあったもの」
です。功労や活動について具体的にお書きください。
また、この内容は表彰式当日に受賞者紹介として使用
します。

活動年数等早見表

1 推薦にあたっての留意事項

- (1) 推薦基準日は、当該年度の4月1日現在とします。
ただし、民生委員児童委員の基準日は11月30日現在とします。
- (2) 審査会で審査のうえ、表彰者を決定します。(11月下旬予定)
- (3) 表彰者ならびに推薦者には、表彰決定と表彰式参加依頼の通知を直接区社協より送付いたします。
- (4) 地域福祉功労者表彰については、当該年度を除く過去3年間(R4,R3,R2年度)に表彰を受けた方は、受賞できません。
- (5) 永年勤続表彰については、過去に1度本会永年勤続表彰を受けた方は、受賞できません。

活動年数等早見表 (令和5年4月1日現在)

開始年	西暦	経過年数	経過月
平成 20	2008	15	右表参照
21	2009	14	
22	2010	13	
23	2011	12	
24	2012	11	
25	2013	10	
26	2014	9	
27	2015	8	
28	2016	7	
29	2017	6	
30	2018	5	
31(R1)	2019	4	
R2	2020	3	

開始月	4月1日現在
1月1日から→	3ヶ月
2月1日から→	2ヶ月
3月1日から→	1ヶ月
4月1日から→	0ヶ月
5月1日から→	11ヶ月 (-1年)
6月1日から→	10ヶ月 (-1年)
7月1日から→	9ヶ月 (-1年)
8月1日から→	8ヶ月 (-1年)
9月1日から→	7ヶ月 (-1年)
10月1日から→	6ヶ月 (-1年)
11月1日から→	5ヶ月 (-1年)
12月1日から→	4ヶ月 (-1年)

西区社会福祉功労者 受賞者一覧(過去3年分)

年度	地域福祉功労者		金品寄付	永年勤続者(常勤)	永年勤続者(非常勤)	
令和2	栗山 正道 高野 清 中村 照子 中村 照子 中島 順子 鈴木 元子 石井 八千代 兼松 貞夫 丸田 文男 春田 宏美 興津 世紀子 久保 早苗 市木 啓子 元気か〜い 牧口 信子 神谷 利光 三樹 なみ 岡崎 さか江 青山 富子 森 純子 羽沢西部ことぶき会 米田 和代	古谷 直子 扇谷 喜久男 大倉 充子 河野 八千代 米田 英治 佐藤 八重子 江原 和子 斉藤 攻 高橋 満 内海 満里子 河津 カツ子 桐生 キヨ子 渡邊 幸子 後上 君江 入澤 紀子 山田 光一 高林 節子 池上 美紀 橋高 久市 大谷 正子 皆川 深雪	ジョンソン株式会社 願成寺 西区シニアクラブ連合会・女性部	柳澤 泰仁 縄稚 智享 宇都 静恵 大久保 南 蓮池 美也子 高杉 淳子 根岸 みなみ 川村 麻希子 佐藤 富士子 石神 節子 大野 文子 窪田 範子	原 浩之 山本 武 新井 義人 安藤 貞治 石井 敏行 嶋田 礼子	
令和3	松川 美代子 村上 利子 葛山 美砂子 平野 周二 長島 修 森 千恵子 田中 真理世 萱沼 君子 酒井 俊夫 土井 富久 松本 喜代子 高橋 由夫 安倍 美恵子 鶴巻 輝子	井山 成子 ユーラス「アンダンテ」 小泉 俊雄 宮本 美代子 平林 静子 芝山 帛子 瀬戸 満知子 脇田 雅人 森 秀代 佐々木 陽子 松田 景子 梅澤 京子 高木 和子 西区保健活動推進委員会 みなとみらい地区		園 和人 北山 登美子 森 佳恭 海老 里織 信岡 亨 岸上 美千代 辻 容子 東 治子 加藤 昌平	石井 美佐枝 田中 みどり 山崎 昌美 宮道 晴生 多川 勝	
令和4	読み語りグループぱれっと 森川 洋子 佐久間 二三代 田中 成美 小清水 朱美 饗場 保美 松田 和美 石野 勲 菱倉 カズ子 藤井 由美 作中 宏 関 奈津子 大貫 八重子 西田 千寿子 月森 真理子 伊藤 キミ 本間 菊美 秋山 小夜子 菊地 康 白井 真一 白石 弘道 高松 道江	とべとベサロン 持月 なか子 中島 まり子 前田 広一 中土井 香保里 大谷 明 市川 重義 近藤 裕子 神戸 英男 中山 ヤエ 天笠 米藏 石井 紀太郎 泉 久子 正瑞 園子 根本 伸子 水野 伸一 池田 利明 佐々木 栄 松浦 宏 西区保健活動推進委員会 第4地区 軽井沢自治会 防犯パトロール隊 酒井 保子	西平沼第一高架橋道路対策委員会	金 守漢 丸山 文枝 佐藤 裕晃 北村 類 満田 勝則 寺村 美香 佐々木 千賀 紺野 ゆみ子 早川 綾子 五十嵐 信恵 志田 茜	長岡 綾 大久保 富美枝 関 忍 藤平 恵美子 矢田 司 佐藤 康夫 宮原 久美子 石塚 明夫 神谷 芳子 近藤 互志 鳥潟 三佐子 近藤 久夫 小林 恵美子 大曾根 節子 佐藤 邦人 秋元 典子 今 正美 坂本 光代 佐藤 時子 村岡 美由紀 佐藤 貴子 佐久間 美奈子	岩本 恭子 戸田 悦子 内田 玲子 立川 えり子 雨宮 克典 大須賀 多恵子 杉山 裕子 重岡 ちあき 近川 万里 石原 三津子 谷内田 文子 沼倉 道子 生駒 英子 鈴木 美代子 田守 清司 小沼 明美 鈴木 照美

社会福祉法人横浜市西区社会福祉協議会

社会福祉功労者表彰要綱

制 定 平成29年10月 1日

一部改訂 令和 4年 8月19日

(目 的)

第1条 本要綱は、社会福祉法人横浜市西区社会福祉協議会（以下「本会」という。）が地域福祉に功労のあった者及び社会福祉施設・事業所における永年勤続者に対して、本会が感謝の意を表し、その功を称えることにより地域福祉の推進及び社会福祉サービスの向上に資することを目的とする。

(名称及び表彰の種類)

第2条 表彰の名称は社会福祉功労者表彰とし、表彰基準日は毎年4月1日とする。ただし、民生委員児童委員の表彰基準日は、11月30日とする。

2 表彰の種類は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域福祉功労者
- (2) 永年勤続表彰

(地域福祉功労者表彰の対象)

第3条 社会福祉功労者表彰は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域の福祉活動に対し、原則として3年以上、その功労が顕著な個人・団体とし、当該年度を除く過去3年間に表彰を受けた個人・団体は除く。
- (2) 本会に対し、当該年度の基準日から過去10年間に金品を寄付した個人・団体で次に掲げるもの。
 - ア. 個人については10万円（年額または累計）以上の者
 - イ. 団体については20万円（年額または累計）以上の団体
 - ウ. 5年以上にわたり寄附行為があり、その累計が個人においては10万円以上の者、団体については20万円以上の団体
- (3) その他特に顕著であると本会会長が認めるもの

(永年勤続表彰の対象)

第4条 永年勤続表彰は、当該年度の4月1日を基準として、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 西区内の社会福祉施設・事業所において過去5年以上10年未満勤続した常勤職

員とし、以後本会の永年勤続表彰を受けた者は対象から除くものとする。

- (2) 西区内の社会福祉施設・事業所において過去5年以上勤続した非常勤職員とし、以後本会の永年勤続表彰を受けた者は対象から除くものとする。

(表彰者の推薦)

第5条 本会会員は、表彰に該当するものがあるときは、所定の様式をもって会長に推薦できるものとする。ただし、民生委員児童委員については地区民生委員児童委員協議会単位とする。

- 2 金品寄附に関しての個人・団体の推薦については、所定の様式をもって本会事務局長が会長に推薦するものとする。

(選考方法)

第6条 会長は推薦を受けた被表彰者の選出を適正に対応するため、本会社会福祉功労者表彰審査会運営要領に基づき、審査会を開催し、同会の意見に基づき被表彰者を決定する。

- 2 その他、審査会に必要な事項は会長が別に定める。

(表彰の方法)

第7条 表彰は年1回とし、会長により行う。

- 2 共催する場合は、連名で表彰を行うことができる。
3 表彰にあたっては、賞状を贈呈する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、顕彰の運営に関する詳細については別に定める。

附 則

(改 廃)

- 1 平成21年9月28日制定の本会社会福祉功労者表彰要綱は廃止し、本要綱を新たに制定する。

(施行期日)

- 1 本要綱は、平成29年10月1日から施行する。

- 1 本要綱は、令和4年8月19日から施行する。

社会福祉法人 横浜市西区社会福祉協議会
社会福祉功労者表彰運営要領

制定 平成23年 9月28日
一部改正 平成26年12月 2日
一部改正 平成29年10月 1日
一部改正 令和 4年 8月19日

1. 目的

この要領は、社会福祉法人横浜市西区社会福祉協議会功労者表彰要綱(以下「要綱」という)による運営の取り扱いについて定めるものとする。

2. 表彰の推薦基準

地域福祉功労者表彰	推薦者	被推薦者
(1) 3年以上、その功労が 顕著な個人・団体	区社協会員	(1) 要綱により、当該年度 を除く過去3年間に表彰を 受けたものは除く (2) 対象は、個人・団体い ずれも可とする
(2) 区社協に対しての金品 寄付者	区社協事務局長	この要綱により既に表彰を 受けたものも対象とする
永年勤続表彰	推薦者	被推薦者
(1) 西区内の社会福祉施設 ・事業所において、過去5 年以上10年未満勤続し た常勤職員 (2) 西区内の社会福祉施 設・事業所において過去5 年以上勤続した非常勤 職員	施設・事業所管理者	過去に1度本会永年勤続 表彰を受けた者については、 対象外とする

3. 顕彰除外者

次の各号に該当するものは、顕彰の対象から除くものとする。

- (1) 顕彰の基準を満たさないもの。
- (2) その他顕彰を受けることが不相当と認められるもの。

4. 推薦方法

(1) 推薦基準日は、当該年度の4月1日現在とする。ただし、民生委員児童委員の基準日は11月30日現在とする。

(2) 推薦者は、地域福祉功労者には様式1及び様式2を、永年勤続表彰については様式3をもって推薦する。

(3) 社協以外の推薦先に対しては、事前に本会から該当する団体等に配布をする。

5. 表彰授与

地域福祉功労者表彰及び永年勤続表彰対象常勤職員は、本会が開催する社会福祉功労者表彰式典にて、表彰を授与し、永年勤続表彰対象非常勤職員は、所属する管理者から授与する。

附 則

この要領は平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は平成26年12月2日から施行する。

附 則

この要領は平成29年10月 1日から施行する。

附 則

この要領は令和 4年 8月19日から施行する。